

福井市監査告示第25号

令和2年5月26日付け監査告示第14号にて公表した監査結果報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

福井市監査委員 谷川 秀 男  
福井市監査委員 滝波 秀 樹  
福井市監査委員 今村 辰 和  
福井市監査委員 下畑 健 二

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査  
2 措置を講じた部局等 農林水産部 林業水産課  
3 措置通知を収受した年月日 令和2年12月1日  
4 措置内容

監査の結果	措置の内容
<p>当該補助金は、補助対象事業において、収入が支出を下回ることが想定されることから、その不足分を補うために、単位当たりの補助単価を設定している。しかし、両補助金とも、補助単価の算出過程において、合理性に欠ける点が見受けられた。また、交</p>	<p>当該補助制度の内容を実態にあわせ、単価の見直しを行うとともに、各団体に対する補助金交付要綱の内容についても見直しを行う。</p> <p>また、補助団体に対し、補助対象事業の収支予算書及び決算について十分な精査を実施し、適切な報告となるよう指導す</p>

付申請書及び完了実績報告書において、予算及び決算の収支算定が不明瞭で、収支の実態を適切に表しておらず、所管課及び補助団体は、補助対象事業の収支状況を十分に把握できていなかった。

所管課は、補助団体に対し補助対象事業の収支予算及び決算を適切に報告するよう指導するとともに、その内容を精査し、補助の制度や内容が実態を踏まえたものとなっているか、適時検証し見直されたい。

る。

所属課では、その内容を精査し、確認体制を強化するよう事務を是正する。